

きは、警察法（昭和29年法律第162号。以下「法」という。）第60条第1項の規定により、警察庁、管区警察局又は他の都道府県警察に対し、専門重要犯罪の捜査に關し専門的な知識若しくは技能又は経験を有する警察職員（以下「専門捜査員」という。）の派遣の要求をするものとする。

2 警察庁、管区警察局及び都道府県警察は、前項の要求があつたときは、その事務の遂行に著しい支障のない限り、専門捜査員を派遣しなければならない。

3 警察庁、管区警察局及び都道府県警察は、相互の連絡の方法に係る措置、専門捜査員に関する資料の交換その他専門捜査員の派遣を迅速かつ円滑に行うために必要な措置を講ずるものとする。

（専門捜査員の派遣に関する指示）

第13条の2 長官は、専門重要犯罪を認知した場合において、当該専門重要犯罪の捜査を適確に行つたため必要があると認めるとき（第26条の7に規定する場合を除く。）は、当該専門重要犯罪の捜査を行う都道府県警察に対し、専門捜査員の派遣の要求をすべきことを指示するものとする。

（手配等の適正）

第14条 第5条から第7条まで及び第11条に規定する手配又は通報については、その実効を期するため、犯罪の種別、輕重、緊急の度合等に応じ、手配の範囲、種別及び方法を合理的に定め、いやしくも濫用にわたることのないよう注意しなければならない。

（手配等の解除）

第15条 第5条から第7条まで及び第11条に規定する手配又は通報に係る事件について、被疑者を逮捕し、事件を解決したときは、その手配又は通報をした都道府県警察等は、速やかに、かつ、確實に、その手配又は通報の解除を行わなければならぬ。

2 捜査状の有効期間が経過し、逮捕状の再發付を受けない場合も、また、前項と同様とする。

下「法」という。）の派遣の要求をするものとする。

2 警察庁、管区警察局又は他の都道府県警察に対し、専門重要犯罪の捜査に關し専門的な知識若しくは技能又は経験を有する警察職員（以下「専門捜査員」という。）の派遣の要求をするものとする。

2 警察庁、管区警察局及び都道府県警察は、前項の要求があつたときは、その事務の遂行に著しい支障のない限り、専門捜査員を派遣しなければならない。

3 警察庁、管区警察局及び都道府県警察は、相互の連絡の方法に係る措置、専門捜査員に関する資料の交換その他専門捜査員の派遣を迅速かつ円滑に行うために必要な措置を講ずるものとする。

3 前2項のはか、共助の依頼をした場合において、その必要がなくなつたときは、第1項の規定に準じ、必要な手続をとらなければならない。

（参考通報）

第16条 都道府県警察等は、他の都道府県警察等の管轄に属する犯罪事件について、その被疑者、証拠物その他捜査上参考となるべき事項を発見したときは、直ちに、適當な措置をとるとともに、その旨を当該都道府県警察等に通報しなければならない。

2 都道府県警察等は、前項の通報のほか、重要な事件、他に波及するおそれのある事件その他犯罪の捜査又は予防上参考となるべき事件又は事項についても、関係都道府県警察等に通報するものとする。

（被疑者の護送費用）

第17条 逮捕警察が被疑者を護送した場合においては、その護送に要した費用は、引渡しを受けた都道府県警察等が、その定める一定の基準により、これを負担するものとする。

（留置の依頼）

第18条 都道府県警察等は、被疑者の護送その他捜査のため必要があるときは、他の都道府県警察等に対し、被疑者の留置の依頼をすることができる。

（第4節 捕則）

第19条 都道府県警察は、数都道府県の地域に關係のある重要な犯罪で長官が定めるもの（以下「広域重要犯罪」という。）を認知したときは、当該要求を受ける都道府県警察に対し、専門捜査員を派遣するよう指示するものとする。

3 前2項のはか、共助の依頼をした場合における規範第25条の規定の適用については、同項の規定により、協定を締結し、当該協定に従つて当該広域重要犯罪の捜査に關し関係都道府県警察の一つの警察官に指揮を行わせるものとする。

2 関係都道府県警察の警察本部長は、合同捜査（前項の一の警察官の指揮に係る広域重要犯罪の捜査をいう。以下同じ。）を行わせるため、合同捜査班又は合同捜査本部等（以下「合同捜査班」）を設置しなければならない。

3 合同捜査班長（以下「合同捜査本部長等」といふ。）は、合同捜査本部長又は合同捜査班長（以下「合同捜査本部等」といふ。）を設置しなければならない。

（合同捜査本部等の解散）

2 合同捜査に係る都道府県警察

2 合同捜査に係る事件

3 合同捜査本部長等が指揮を行つて當たつて遵守すべき事項

4 合同捜査本部長等の指名

5 合同捜査本部等の編成

6 合同捜査本部等の設置場所

7 合同捜査本部等の解散

8 前各号に掲げるもののほか、合同捜査を行つたため必要な事項

2 前項の依頼による被疑者の留置に特に要した費用は、当該依頼をした都道府県警察等の負担とする。この場合において、逮捕警察が当該依頼をしたときは、手配警察の負担とする。

（第3章 広域犯罪に係る捜査の連携）

第1節 広域重要犯罪の捜査

（広域重要犯罪の報告等）

（広域重要犯罪の報告等）

第20条 前条第2項の場合において、その場合に報告しなければならない。

3 合同捜査本部が設置される場合における規範第26条第1項の規定の適用については、同項の規定により、協定を締結し、当該協定に従つて第1号中「捜査本部」とあるのは、「捜査本部又は合同捜査本部」とする。

（合同捜査本部等の解散）

2 合同捜査本部等を設置している場合において、その旨を速やかに警察庁及び管区警察局に報告しなければならない。

2 広域重要犯罪を認知した場合において、その場合を除く。は、その旨を速やかに警察庁及び管区警察局に報告しなければならない。

2 合同捜査本部に係る事件に關し捜査に関する規範第25条の規定の適用については、同條中「捜査本部」とあるのは、「合同捜査本部」とする。

2 合同捜査本部に係る事件に關し捜査に関する規範第25条の規定の適用については、同條中「捜査本部」とあるのは、「合同捜査本部」とする。

（合同捜査本部等の解散）

2 長官は、合同捜査又は共同捜査を行つた場合において、必要があると認めるとき（第26条の7に規定する場合を除く。）は、その旨を速やかに警察庁及び管区警察局に報告しなければならない。

（合同捜査等に関する指示）

2 長官は、合同捜査又は共同捜査を行つた場合において、必要があると認めるとき（第26条の7に規定する場合を除く。）は、関係都道府県警察に対し、合同捜査又は共同捜査を行つべきことを指示するものとする。

（合同捜査等に関する指示）

2 長官は、合同捜査又は共同捜査を行つた場合において、必要があると認めるとき（第26条の7に規定する場合を除く。）は、関係都道府県警察に対し、合同捜査又は共同捜査を行つべきことを指示するものとする。

係都道府県警察の捜査主任官」と読み替えるものとする。

関東管区警察局若しくは関係都道府県警察が規範第22条第1項の捜査本部を設置している場合又は関係都道府県警察が第20条第2項の合同捜査本部等を設置している場合において、当該捜査本部又は当該合同捜査本部等に係る事件に關し法第61条の3第3項の方針が定められたときは、当該捜査本部又は当該合同捜査本部等は解散する。

第1項に規定する合同捜査本部に係る事件に關し捜査に関する発表を行おうとする場合における規範第275条の規定により読み替えて適用する規範第25条の規定について、同条中「捜査本部」とあるのは「合同捜査本部（犯罪捜査共助規則（昭和32年国家公安委員会規則第3号）第26条の8第1項に規定する合同捜査本部をいう。第36条第1項第1号において同じ。）と、「捜査本部」とあるのは「合同捜査本部長（同規則第26条の8第2項に規定する合同捜査本部長をいう。）」とする。

第1項に規定する合同捜査本部が設置される場合における規範第36条第1項の規定の適用については、同項第1号中「捜査本部」とあるのは、「捜査本部又は合同捜査本部」とする。（重大サイバー事案に係る共同捜査）

第26条の9 重大サイバー事案に係る犯罪の捜査を効率的に行うため必要があると認めるとき（当該捜査を重大サイバー事案に係る合同捜査により行う場合を除く。）は、関東管区警察局と関係都道府県警察は、共同捜査会議を開き、捜査方針を立て、その方針に基づいて捜査を行うものとする。

関東管区警察局は、重大サイバー事案に係る共同捜査を行おうとし、又は終了しようとするときは、あらかじめ（緊急やむを得ない場合においては、事後速やかに）、警察庁にその旨を報告しなければならない。

第3節 広域初動捜査等

（広域捜査隊の編成等）

第27条 管轄区域が隣接し又は近接する都道府県警察は、法第60条の2の規定により、境界の周辺の区域における犯罪の初動捜査（事件の発生を認知した段階における捜査一般をいう。）その他犯人を当該区域において発見し検挙するための捜査（以下「広域初動捜査等」という。）を共同して行うため必要があると認めるとき

は、同条の規定に基づき締結した協定（以下この節において「公安部員会協定」という。）に従つて、当該関係都道府県警察の管轄区域に権限を及ぼすものとする。

前項の規定により共同して行う広域初動捜査等は、広域捜査隊を編成して、これを行うものとする。

関係都道府県警察が前項の規定により広域捜査隊を編成するときは、関係都道府県警察の警察本部長は、法第61条の2第1項の規定により協定を締結し、当該協定（以下この節において「本部長協定」という。）に従つて関係都道府県警察の一の警察官（法第60条第1項の規定による援助の要求により派遣された警察庁又は管区警察局の警察官を含む。）に当該広域捜査隊の指揮を行わせるものとする。

広域捜査隊の長は、広域捜査隊長とし、前項の一日の警察官をもつて充てるものとする。（広域捜査隊に関する協定）

第28条 公安委員会協定において定める事項は、次のとおりとする。

（1）広域初動捜査等を共同して行う都道府県警察

（2）広域初動捜査等を共同して行うこととする事案の種別

（3）広域初動捜査等を共同して行うこととする区域

（4）広域初動捜査等の具体的範囲

（5）広域捜査隊の解散

（1）広域初動捜査隊長が指揮を行うに当たつて遵守すべき事項

（2）広域捜査隊長の指名

（3）広域捜査隊の編成

（4）広域捜査隊の活動の拠点となる場所

（5）広域捜査隊の解散

前2項に定めるもののほか、前条第1項の規定により共同して広域初動捜査等を行うため必要な事項は、本部長協定において定めるものとする。（協定の内容等の報告）

第29条 都道府県警察は、公安部員会協定又は本部長協定を締結し若しくは廃止し、又はこれらの協定の内容を変更したときは、その旨及び当該協定の内容を警察庁及び管区警察局に報告しなければならない。（警察庁等の調整）

第30条 協定又は本部長協定の締結及び実施に關し、協定又は本部長協定の施行期日

この規則は、昭和32年9月1日から施行する。

この規則は、昭和47年10月26日国家公安部員会規則第5号抄

この規則は、昭和47年12月1日から施行する。

この規則は、昭和49年10月1日から施行する。

この規則は、平成五年十月一日から施行する。

附 則（平成六年七月一九日国家公安部員会規則第七号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成七年五月二六日国家公安部員会規則第二一号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成七年六月一日）

この規則は、刑法の一部を改正する法律の施行の日（平成七年六月一日）から施行する。

附 則（平成八年七月五日国家公安部員会規則第七号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成一年六月一八日国家公安部員会規則第八号）抄

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成一年四月一日国家公安部員会規則第八号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成一年四月一日国家公安部員会規則第八号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成二十八年四月一日）

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

附 則（令和四年三月三一日国家公安部員会規則第一三号）抄

1 この規則は、令和四年四月一日から施行する。

この規則は、令和四年四月一日から施行する。